

京都市告示第185号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年 6月12日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
横大路経62号線	伏見区横大路三栖泥町跡町13番地地先内	メートル 22.90	メートル 6.43 ~ 15.30
横大路経63号線	伏見区横大路三栖泥町跡町7番地の2地先から 同区横大路下三栖山殿25番地の2地先まで	407.30	4.28 ~ 16.45

(建設局土木管理部道路明示課)